

○智頭町議会報告会実施要綱

平成23年3月30日議会要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、智頭町議会基本条例(平成23年智頭町条例第13号)第5条の規定に基づき実施する議会報告会(以下「報告会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(開催時期等)

第2条 報告会は、班単位とし、年1回以上開催し、うち1回は3月定例会後概ね2ヶ月以内に開催する。

2 開催時期及び班編成等は、議会運営委員会で決定する。

(会場)

第3条 会場は6会場とし、智頭地区、山形地区、那岐地区、土師地区、富沢地区及び山郷地区でそれぞれ開催する。

(報告内容)

第4条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 予算等の状況(議案の審議内容と結果)
- (2) 常任委員会の活動状況
- (3) その他重要と思われる事項

2 前項の報告はそれぞれの常任委員会が所管する事項について行い、報告する内容は常任委員会で協議し決定する。

(役割分担)

第5条 報告会における役割分担は、司会者、報告者、記録者とする。

(班編成)

第6条 報告会の班は、6人で構成し、2班編成とする。

(記録)

第7条 報告会の記録は、記録者において要点記録する。

(次第)

第8条 報告会は2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 議員紹介
- (3) 議会報告
- (4) 質疑応答
- (5) 意見・提言

(6) 閉会あいさつ

(資料)

第9条 報告会での配布資料は、常任委員会で作成し、議会運営委員会が取りまとめ、事前に全員協議会に諮って決定する。

(報告書の作成等)

第10条 報告会の内容は、報告会終了後、全員協議会で議長が取りまとめる。

2 町行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長が取りまとめ、町長に文書等で通知する。

(結果の公表)

第11条 前条の報告書は町議会ホームページに掲載するほか、概要を議会だより等で公表する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。